

三重大学 総合情報処理センター 広報

Annual Report
Center for Information Technologies and Networks
Mie University

<http://www.cc.mie-u.ac.jp/cc/press/ar2008.pdf>

Vol. 6 平成 21 年 3 月

目次

巻頭言	3
総合情報処理センター長 太田義勝	
新スタッフ紹介	
ご挨拶	5
ネットワーク情報サービス部門 技術員 松原伸樹	
センター利用状況	6
センター組織・規則	
総合情報処理センター運営委員会委員	22
情報ネットワーク専門委員会委員	23
三重大学学術情報ポータルセンター規程	24
三重大学学術情報ポータルセンター運営委員会規定	26
三重大学総合情報処理センター規程	28
三重大学総合情報処理センター運営委員会規程	30
三重大学情報ネットワーク専門委員会規程	32
三重大学総合情報処理センター利用規程	34
三重大学総合情報処理センター利用細則	36
三重大学総合情報処理センター情報処理教育システム利用細則	38

巻頭言

情報処理センターから総合情報処理センターへ、そして…

総合情報処理センター長 太田 義勝

三重大大学の情報処理センターが「総合」情報処理センターに名前を変えて6年の月日が経ちました。この間に教育用システムを構成するPCの台数が3倍近くに増強され、より多くのPCを利用する授業を可能にするとともに、全学生が利用する履修申告やTOEIC自習システムなどの利用もスムーズに対応できるPC教室環境ができあがりました。また、大学の日々の研究や業務に欠くことの出来ない情報ネットワークに関しても、インターネットへの接続回線の増強、キャンパスネットワークのバックボーンの強化、無線LANの全学の教室、会議室等への展開と、毎年整備がなされてきました。

総合情報処理センターのホームページの沿革を見ていただくと分かりますが、本センターは1971年の計算機センターからはじまって、その時々の中の情報技術の進展、情報社会の進展に合わせてシステムが変わってきています。初期は、汎用機による研究支援のセンター（一部、事務の業務もこなしていましたが）でした。利用者は科学技術計算が主でした。それがPCの登場により広く学生の情報リテラシー教育が必要になって、PC端末室が整備され、情報教育支援のセンターとシフトしてきました。そして、インターネットの時代を迎え、ネットワークの整備運用が急務となり情報ネットワークのセンターとしての役割も担うようになりました。センターは、その性格を時代時代に変えながら40年近く、本学の情報処理を支えて来たと言えます。

計算機センター、情報処理センター、総合情報処理センターと名前の変更が先か仕事内容の変化が先なのか分かりませんが、全国を見渡すと、総合情報処理センターの次は情報基盤センターまたは情報メディアセンターと名称を変更しているところが見受けられます。やはり、単なる名称の変更だけではなく、その性格も変わっています。教育用システムと情報ネットワークの整備、維持、どちらも技術の進展が激しい分野で、数年先にどうなっているのか見当もつきません。新しい技術に遅れることなく追従していくこと、これもそれ程たやすいことではありませんが、出来れば新しい基盤を自ら作り上げていけるといい

かと思えます。

最近はあまり耳にすることが少なくなったような気がしますが、ICTを中核にすえた大学インフラに対する e-university とか u-campus という言葉があります。別にすたれたわけではなく、もう常識になっていたのだと思われま。これまで、総情センターは、ある程度本学の e-campus 化を進めてきたと思えますが、それは ICT のインフラのインフラにあたる部分ではないかと思えます。さらに本当の意味での e-campus を実現するには、そのインフラのインフラの上に、大学における日々の研究、教育、業務などに対するすべての面において、ICT を利用してより充実した環境を構築していく必要があるとおもいます。この全学的な情報基盤の整備には、総合情報処理センターだけでは扱いきれない、社会的、人間的、戦略的、等々いろいろな要因が関連しています。今後、三重大学の情報基盤をよりよいものにするために、センターだけでなく関係各部署の緊密な連携が必要不可欠です。

ご挨拶

ネットワーク情報サービス部門 松原 伸樹

平成20年9月1日付けで総合情報処理センターの技術職員として着任いたしました松原伸樹と申します。この場をお借りしまして自己紹介させていただきます。

平成19年3月に東京工業大学工学部経営システム工学科を卒業いたしました。そこで経営戦略・組織論などを勉強し、その後紆余曲折を経て三重大学総合情報処理センターにお世話になることになりました。パソコンが好き、という程度でここに就職いたしましたので、実務に関する知識はこれまで全くありませんでした。当然ながらネットワーク運用にさわる機会もあるはずがなく、Windows サーバーや Linux の知識もなく、日々勉強の毎日です。

仕事をする時は、いつも利用者の事を考えつつ仕事をしていきたいと思っています。職場のみなさまからは『自分たちのシステムは使ってもらってなんぼ』と教えられました。この言葉をいつも意識して、利用していただいている学生、教職員の皆さまに快適に使っていただけるよう、サポートしていきたいと思っております。

また、ネットワーク管理・運用の知識と経験を蓄え、実務がこなせるよう努力するとともに、健康管理にも気をつけていきたいと思っております。大学時代は陸上をやっており、体力には自信があったのですが、最近は平日になかなか運動をする時間がとれず、かなり運動不足です。元気よく仕事に臨むためにも、しっかり運動もして、食事もきちんと取って、しっかり寝て、健康な体を作っていきたいと思っております。

ここ半年間、上記のこと以外にも、いろいろと自分なりに目標を立て頑張った仕事を覚えようとがむしゃらに動き回ってまいりましたが、自分自身が何か変わったかと言われると、あまり変わっていません。失敗続きで足を引っ張ってばかりの毎日です。

三重大学に貢献できるようになるために、まだまだこれから勉強を積み重ねていかなければなりません。今後ともみなさまのご指導のほど、よろしく願い申しあげます。

センター利用状況

1 教室利用統計

1.1 教室利用時間割

(1) 前期

		1・2 限	3・4 限	5・6 限	7・8 限	9・10 限
		8:50~10:20	10:30~12:00	13:00~14:30	14:40~16:10	16:20~17:50
月	第1	コンピュータ教育 教(中西 良文) 40人	計量経済学 人(水落 正明) 61人	疫学・統計学 実習 医(木田 博隆) 120人 5月7日から6 月4日まで	情報科学基礎 共(中野 正孝)100人 情報科学基礎	
	第2	情報数学要論Ⅱ 教(武本 行正) 25人	情報科学 共(武本 行正) 30人			
	第3	コンピュータと英語 教(早瀬 光秋) 18人				
	第4	ISO 環境管理 共(佐藤 邦夫・ 村上・陳山) 70人		教育工学 教 (須曾野 仁志) 55人	中国語Ⅰ文法 共(福田 和展) 70人	
	第5			PBL セミナーG (河川景観の観 察と設計) 共(萩原 彰) 20人		英語Ⅰ補習 (仮) 共(浦田 より 子)20人
火	第1		計算機基礎 共(小林 正) 50人	情報メディアの 活用 人(小山 憲司) 30人		
	第2	応用環境情報学 特論 生(佐藤 邦夫) 10人	情報科学基礎 共(長井 務) 48人	中国語Ⅰ講読 共(福田 和展) 60人	数式処理 教(萩原 克幸) 40人	
	第3					
	第4		情報工学 工(野間 慎也) 90人	プログラミング Ⅱ 教(山守 一徳) 65人	数式処理 教(萩原 克幸) 60人	
	第5		数値計算と統計 処理 共(井岡 幹博) 30人			英語Ⅰ補習 (仮) 共(浦田 より 子)20人

水	第1	情報科学基礎 共(三谷 昌輝、 吉岡 泰規) 110人	情報科学基礎 共(東 廉) 45人			
	第2		建築情報処理応 用 工(北野 博亮・ 三島 直生) 20人			
	第3					
	第4	情報科学基礎 共(三谷 昌輝、 吉岡 泰規) 110人		情報科学基礎 共(伊藤 厚貴) 80人	情報科学基礎 共(伊藤 厚貴) 80人	商標法 共(笠井 美孝) 60人 7/5~
	第5					英語 I 補習 (仮) 共(浦田 より 子)20人
木	第1	電子計算機プロ グラミング 共(三谷 昌輝・ 吉岡 泰規) 120人	学術情報論 人(佐藤 義則) 55人	機械設計基礎及び製図演習 工(中村裕一・松井正仁)60人 5/17~		
	第2	計量経済学 人(水落 正明) 61人	情報科学基礎 共(余 健)40人	CAD 製図 生(石黒 覚) 30人		ロボット工学特 論 工(加藤 典彦) 30人 6月~
	第3					
	第4	電子計算機プロ グラミング 共(三谷 昌輝・ 吉岡 泰規) 120人	教育工学演習 教(下村 勉) 45人	プログラミング 演習 II 工(鶴岡 信治) 85人	情報科学基礎 共(萩原 克幸) 50人	建築情報処理 基礎 共(北野 博亮) 90人
	第5		英作文 I 教(荒尾 浩子) 20名	家庭情報処理/ 消費情報処理 教(長井 務) 25人	情報科学基礎 共(野呂 俊文) 30人	英語 I 補習 (仮) 共(浦田 より 子)20人
金	第1	応用シミュレ ーション工学 生(佐藤 邦夫) 30人	応用水文学 生 (加治佐 隆光) 40人			
	第2					
	第3		PBL セミナーE 共(東 廉)30人			

第 4	情報科学基礎 共(伊藤 厚貴) 45 人	情報科学基礎 共(宮岡 邦任) 50 人	情報学概論 教(奥村 晴彦) 80 人		計算機基礎 I 及び演習 共(北 英彦)90 人
第 5					英語 I 補習 (仮) 共(浦田 より 子)20 人

(2) 後期

		1・2 限	3・4 限	5・6 限	7・8 限	9・10 限
		8:50~10:20	10:30~12:00	13:00~14:30	14:40~16:10	16:20~17:50
月	第1			機械設計製図演習 工(松井 正仁)60人		計算機言語 工 (野呂 雄一) 60人
	第2	情報数学要論 I 教(武本 行正) 25人	情報科学 共(武本 行正) 30人			
	第3					
	第4		情報化社会と著 作権 共(須曾野 仁志) 70人	教育実践演習 教 (須曾野 仁志) 40人		
	第5					
火	第1	プログラミング演習 I 工(森 香津夫) 50人(隔週)			数値熱流体力学 工(辻本 公一) 100人 (不定期)	情報科学基礎 共(長井 務) 66人
	第2		応用シミュレー ション工学 生(佐藤 邦夫) 25人		数値熱流体力学 工(辻本 公一) 100人 (不定期)	
	第3	バイオマス 利用学 生(佐藤 邦夫) 5人				情報科学基礎 共(長井 務) 66人
	第4	中国の言語D/ 中国の言語 I 人(福田 和展) 10人				基礎物理学 I 共 (佐藤 邦夫) 60人
	第5		数値計算と統計 処理 II 共(井岡 幹博) 30人			
水	第1					
	第2					
	第3		地域経営工学 演習 工(浦山 益郎) 20人			

	第4	電子計算機プログラミング 及び演習 共(前田 太佳夫) 100人 2~4限	情報科学演習 生(磯野 直人) 70人		計算機基礎Ⅱ 及び演習 共(北 英彦) 90人
	第5		英語Ⅲ英会話A 共(リッチ ポ ーター)30人		
木	第1		学術情報論 人(佐藤 義則) 50人		中国語学演習 Ⅱ・中国語学演 習 C, D 人(福田 和展) 20人
	第2		情報科学 共(谷口 礼偉) 30人	電気電子設計(制御システム設計) 工(駒田 諭)30人 5~8限	
	第3			電気電子設計(ソフトウェア設計) 工(北 英彦)20人 5~8限	
	第4		教育工学 教(下村 勉) 50人	電気電子設計(電磁界解析) 工(首藤 雅夫)30人 5~8限	
	第5		英作文Ⅱ 教(荒尾 浩 子)20名	環境情報システム工学実習Ⅰ 生(鬼頭 孝治) 20人 5~7限	
金	第1				
	第2		応用制御工学特 論 生(佐藤 邦夫) 15人		
	第3				
	第4		システム制御 工学 工(加藤 典彦) 100人	プログラミング 言語 工(林 照峯)90 人	特許法・実用 新案法 共(笠井 美 孝) 60人 12/14 から
	第5		共通セミナーE 共(東 廉) 30人		

(3)随時

利用期間	利用 教室	所属学部	授業名
2007			
4/9(13:30~16:00)	4	高等教育創造開発センター	Moodle 講習会
4/26(16:20~17:50)	3	附属図書館情報リテラシー	図書館文献検索講習会
4/27(16:20~17:50)	1	教育学部	文献検索講習会
6/6(16:20~17:50)	4	附属図書館情報リテラシー	看護学科・文献検索講習会
7/9(8:50~10:20)	5	教育学部	心理統計法
7/18(10:30~12:00)	4	生物資源学部	生物資源情報学
7/18(16:20~17:50)	3	人文学部	PBLセミナー
7/23(8:50~10:20)	5	教育学部	心理統計法
7/30(8:50~10:20)	5	教育学部	心理統計法
8/3(10:30~12:00 13:30~15:00)	1	附属図書館情報リテラシー	データベース Jdream II 研修会
8/6~8/10 (10:30~16:10)	4	人文学部・生物資源学部	教育学
8/22(13:00~17:00)	1	教育学部情報教育課程	情報システム概論
8/27~8/30 (8:50~17:50)	5	人文学部	アジア・オセアニアの文学
9/7(8:50~12:00)	4	工学部機械工学科	知的財産権概論
9/11(8:50~12:00)	1~4	工学部機械工学科	知的財産権出願特論
9/13~9/19 (9:00~17:00)	1	教務チーム	履修申告(但し、第4教室は利用者多数の場合のみ利用可)
9/20~9/21 (8:40~15:15)	1	人事チーム	三重大学事務情報化研修
9/27~9/28 (8:40~15:15)	1	人事チーム	三重大学事務情報化研修
10/5(13:00~18:00)	1	医学部	MiCTSS説明会
10/24(16:20~17:50)	1,2	工学部	機械設計製図Ⅱ
11/7(16:20~17:50)	1,2	工学部	機械設計製図Ⅱ
11/14(16:20~17:50)	1,2	工学部	機械設計製図Ⅱ
11/28(16:20~17:50)	1,2	工学部	機械設計製図Ⅱ

12/3(15:30~17:00)	2	付属図書館	津市・学校図書館司書研修
12/5(13:00~16:10)	5	生物資源学部	物理化学実験
12/7(14:40~終日)	3,4	医学部	共用試験 CBT システムチェック
12/25~28 (8:50~16:10)	5	人文学部	アジア・オセアニアの文学(B)
2008			
1/15(13:00~16:10)	5	生物資源学部	物理化学実験
1/16(13:00~16:10)	5	生物資源学部	物理化学実験
1/16(14:40~16:10)	4	教育学部	CMS 講習会
1/17(13:00~16:10)	2	工学部	電気電子設計(制御システム設計)
1/17(13:00~16:10)	3	工学部	電気電子設計(ソフトウェア設計)
1/21(13:00~16:10)	5	生物資源学部	物理化学実験
2/6(9:00~15:30)	1	人事チーム	三重大学事務情報化研修会
2/13(終日)	3,4	医学部	医学科共用試験 CBT
2/12(9:00~15:30)	1	人事チーム	三重大学事務情報化研修会

1.2 端末利用時間・のべ利用者数・実利用者数

2007 年度分を対象としています。特記なき「学年」は、学部生の学年です。

(1)端末利用時間

端末利用時間に関する統計です。

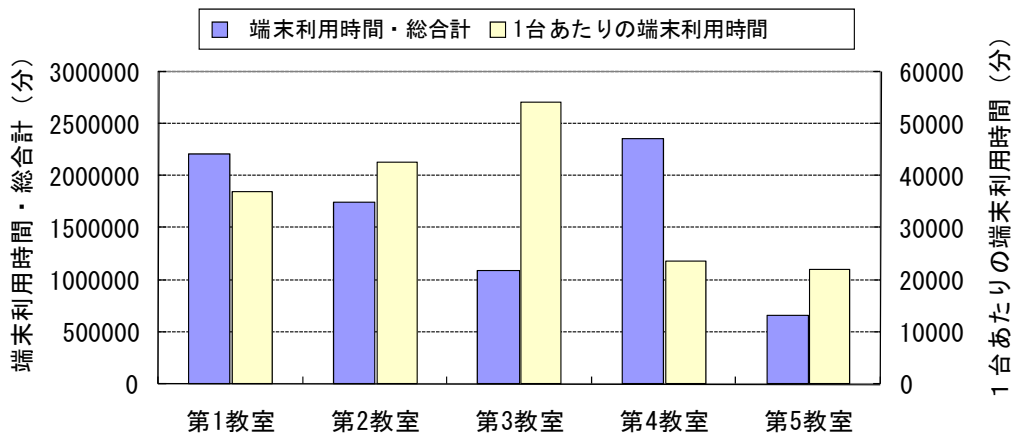
(a)端末利用時間（月別）

総端末利用時間を月別に集計してあります。



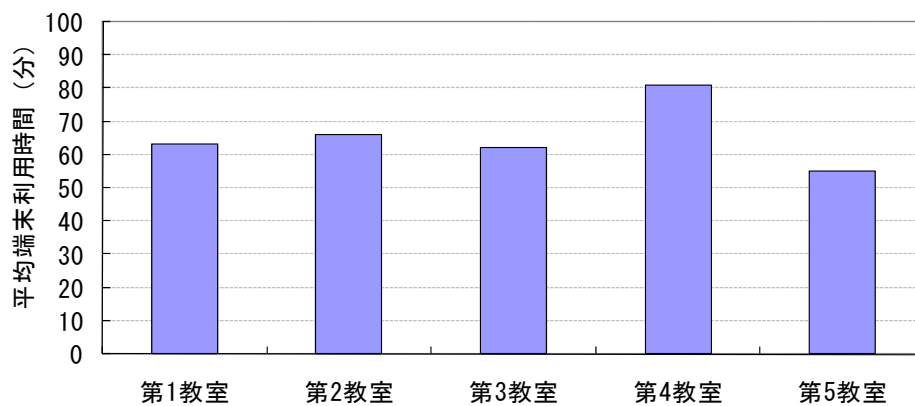
(b)端末利用時間（教室別）

端末利用時間の総合計と 1 台あたりの端末利用時間を、教室別に示しています。



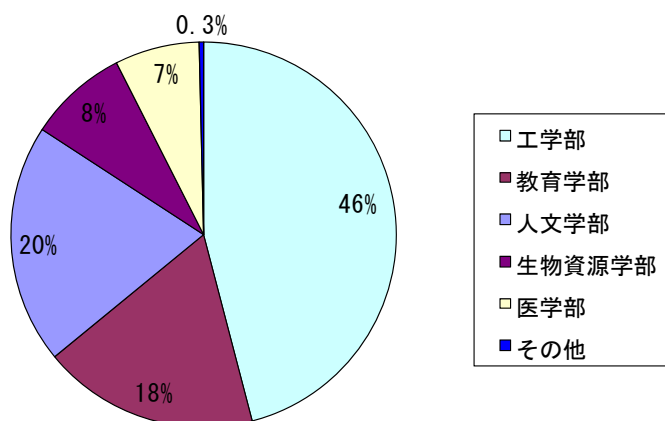
(c)平均端末利用時間（教室別）

利用者が1日に端末を利用する上での、平均端末利用時間を教室別に示しています。



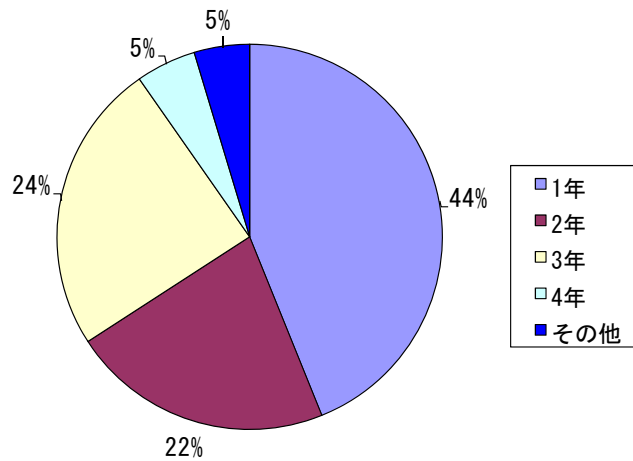
(d) 端末利用時間 (学部別)

総端末利用時間の学部別割合を示しています。



(e) 端末利用時間 (学年別)

総端末利用時間の学年別割合を表しています。

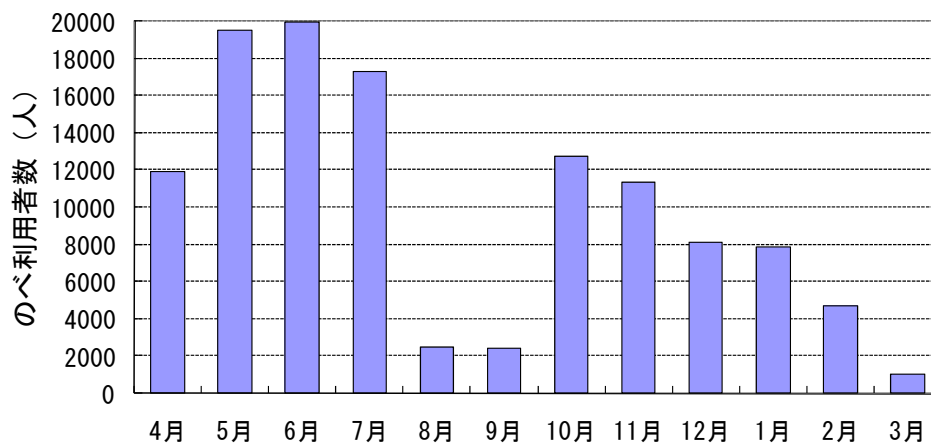


(2)のべ利用者数

端末を利用した、のべ利用者数に関する統計です。

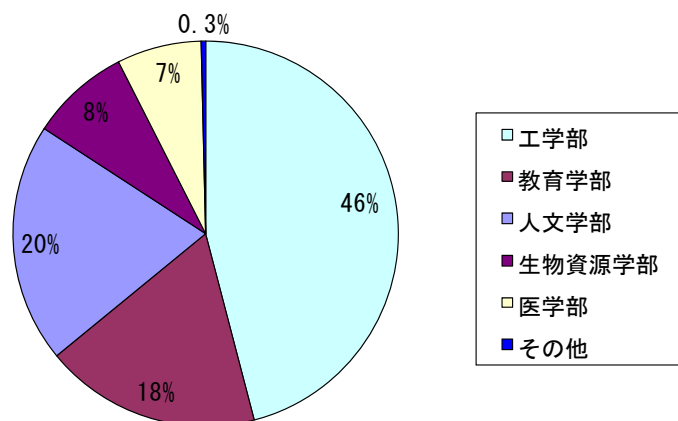
(a)のべ利用者数（月別）

月ごとの、のべ端末利用者数を計上してあります。ただし、同一日、同一端末に同一利用者が、複数回ログインした場合は、1人としています。



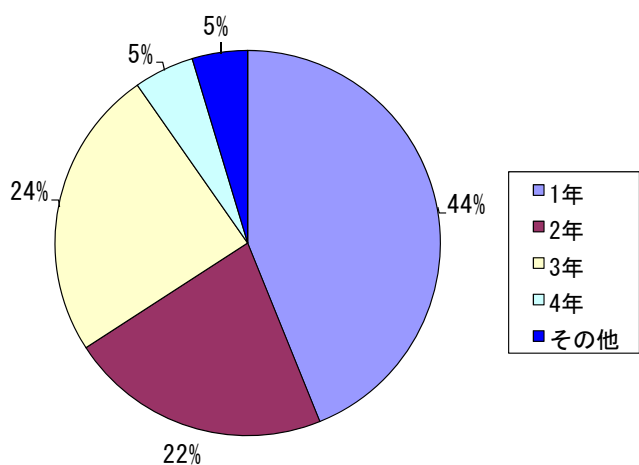
(b)のべ利用者数（学部別）

のべ利用者数の学部別割合を示しています。



(c) のべ利用者数（学年別）

のべ利用者の学年別割合を示しています。

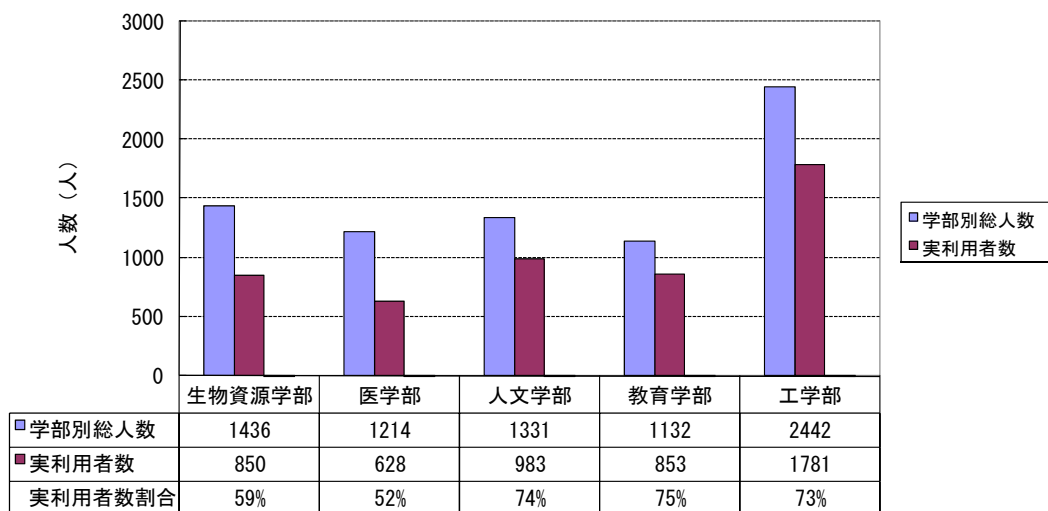


(3)実利用者数

のべ利用者数と異なり、同一利用者の重複をカウントしない実利用者に関する統計です。

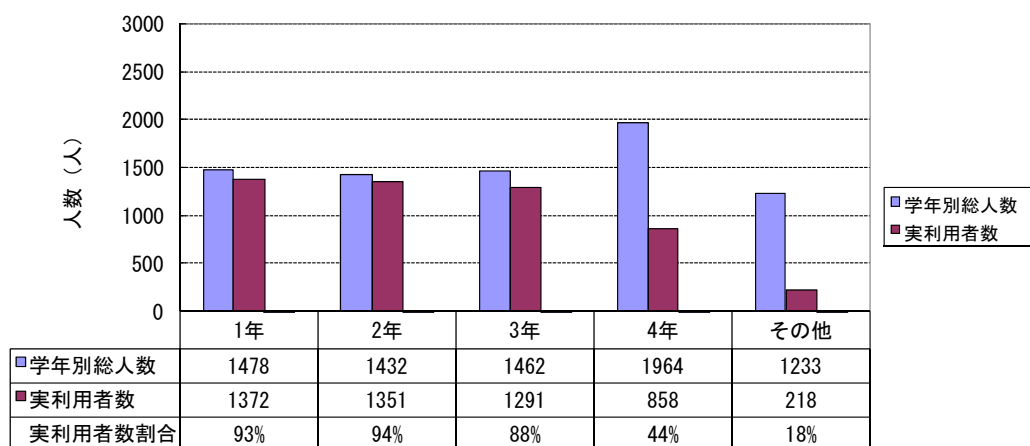
(a)学生総数に対する端末実利用者数及び学部別割合

アカウント発行対象学生数（ほぼ全学生）に対する端末の実利用者数と、その学部別割合を示しています。



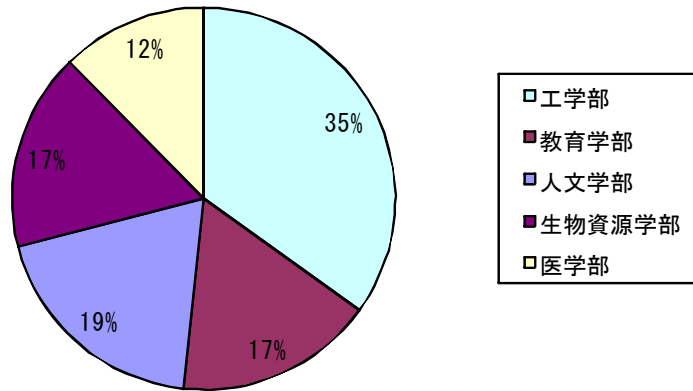
(b) 学生総数に対する端末実利用者数及び学年別割合

アカウント発行対象学生（ほぼ全学生）に対する端末の実利用者数学年別割合を示しています。



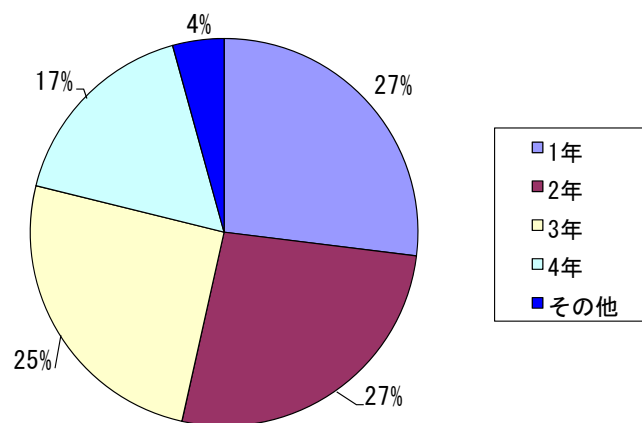
(c) 実利用者数（学部別）

実利用者数の学部別割合を示しています。



(d) 実利用者数における学年別割合

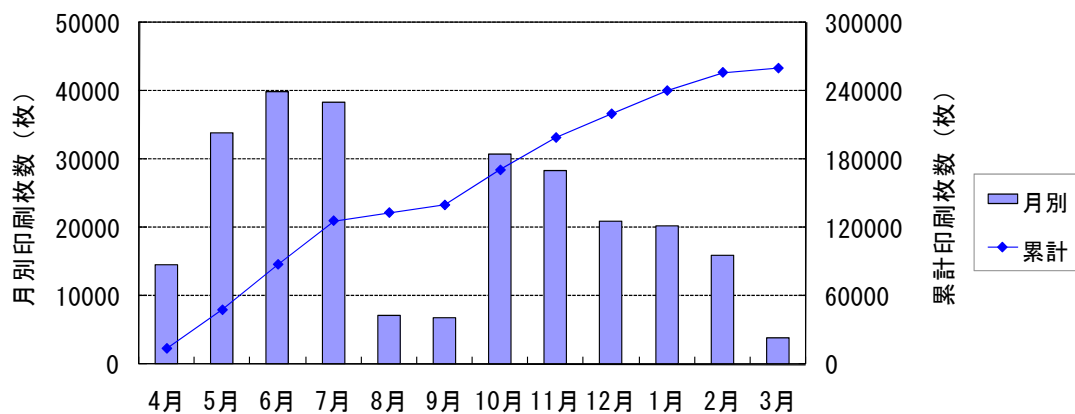
(c)と同様に実利用者にのみ着目した学年別割合を示しています。



1.3 印刷関連統計

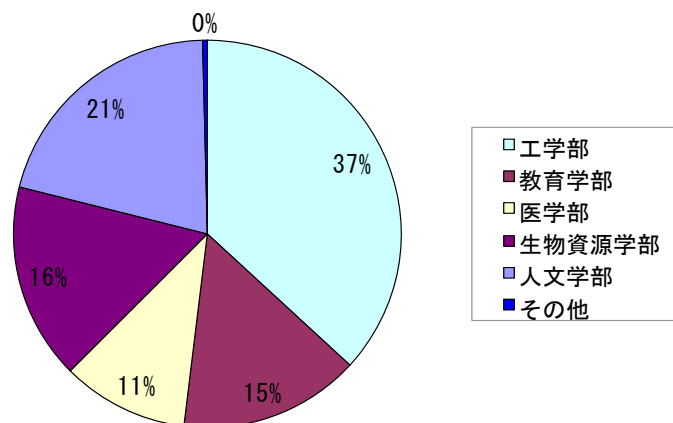
(a)印刷枚数（月別）及び累計

月別の印刷枚数および累計印刷枚数を示しています。



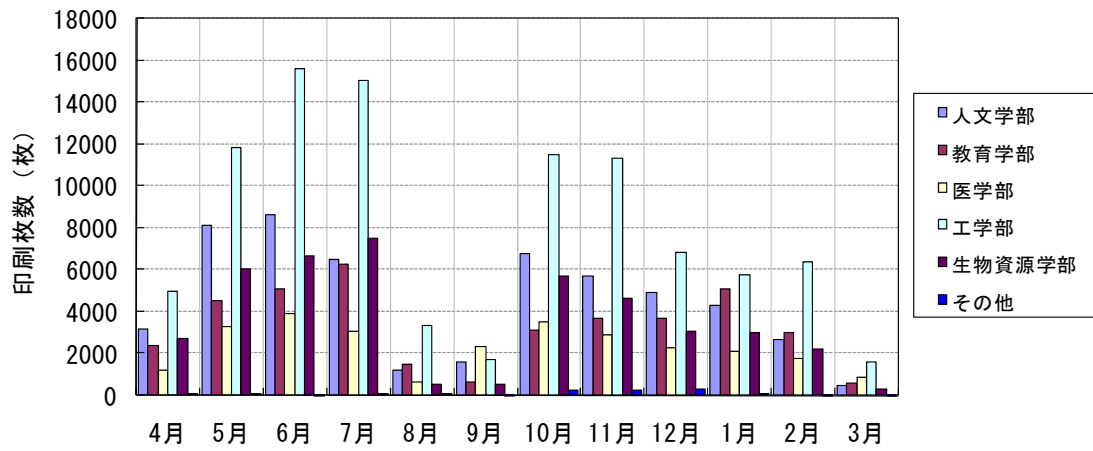
(b)印刷枚数（学部別割合）

総印刷枚数の学部別割合を示しています。



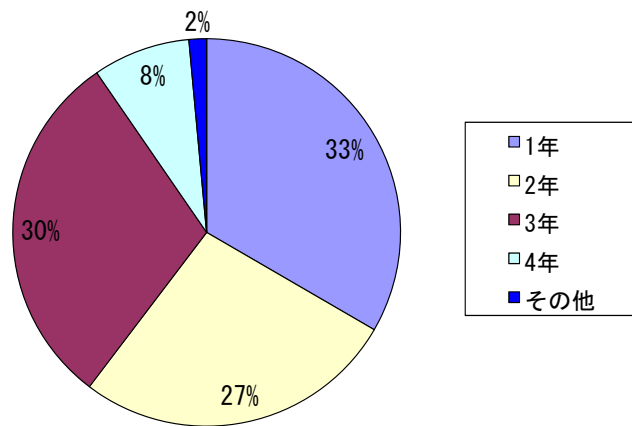
(c)印刷枚数推移（学部別）

学部別印刷枚数の推移を月別に示しています。



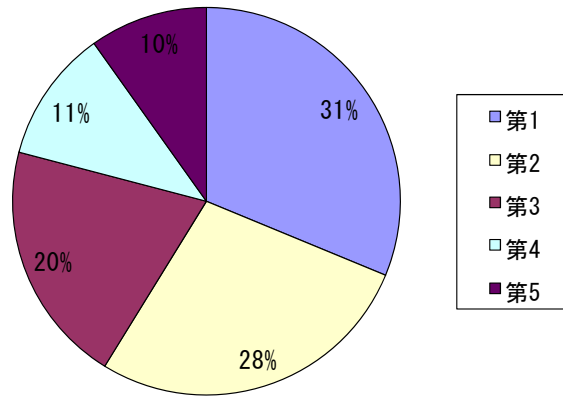
(d)印刷枚数・学年別割合

総印刷枚数の学年別割合を示しています。



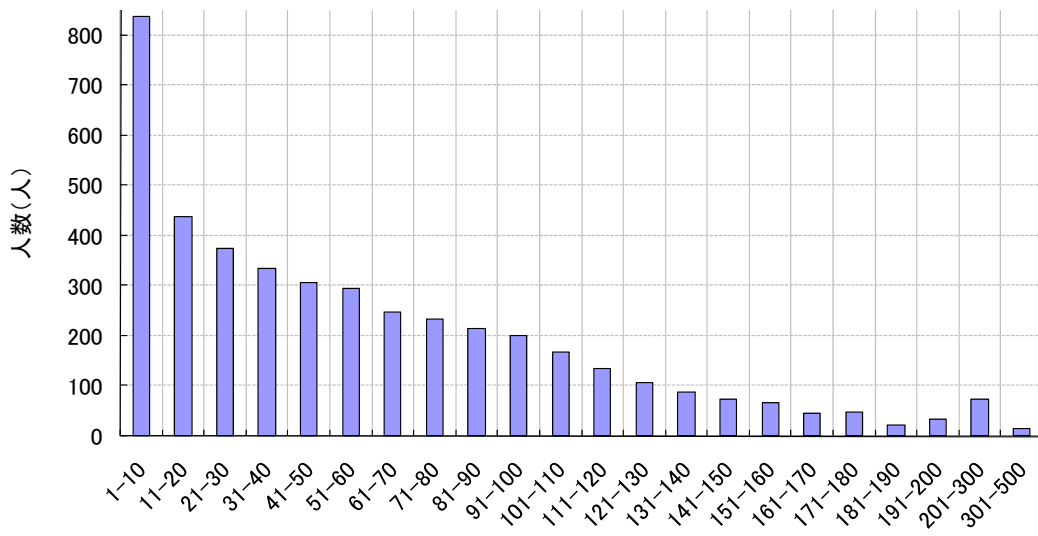
(e)印刷枚数・教室別割合

総印刷枚数の教室別割合を示しています。



(f)印刷枚数に関する利用者数分布

どれくらいの枚数を印刷した利用者数が多いかを示しています。



三重大学総合情報処理センター運営委員会委員

平成19年4月1日現在

所属学部名等	職名	氏名	備考
理事	理事 副学長	小林 英雄	情報・国際交流担当
	理事 事務局長	三浦 春政	総務・財務担当
総合情報処理 センター	教授	太田 義勝	センター長
	准教授	杉浦 徳宏	
	助教	堀川 慎一	
	助教	三橋 一郎	
人文学部	准教授	小山 憲司	
教育学部	教授	山守 一徳	
医学研究科	教授	山本 皓二	
工学研究科	准教授	寺島 貴根	
生物資源学研究科	教授	梅川 逸人	
共通教育センター	教授	取手 伸夫	

三重大学情報ネットワーク専門委員会委員

平成 19 年 4 月 1 日現在

所属学部名等	職 名	氏 名	備 考
理 事	理 事 副学長	小林 英雄	情報・国際交 流担当
総合情報処理 センター	教 授	太田 義勝	センター長
	准教授	杉浦 徳宏	
	助 教	堀川 慎一	
	助 教	三橋 一郎	
人文学部	准教授	小山 憲司	
	准教授	森 久綱	
教育学部	教 授	山守 一徳	
	教 授	丁 亜希	
医学系研究科	教 授	中野 正孝	
	講 師	中井 桂司	
附属病院	講 師	高田 孝広	
	助 教	磯田 憲一	
工学研究科	准教授	加藤 典彦	
	助 教	内藤 克浩	
生物資源学研究科	准教授	中西 健一	
	助 教	伊藤 良栄	
共通教育センター	教 授	鈴木 実平	
生命科学支援 センター	准教授	小林 一成	
国際交流センター	准教授	福岡 昌子	
保健管理センター	教 授	岡野 禎治	
学術情報部	部 長	酒井 和博	
	リーダー	長嶋 重次	情報基盤

○三重大学学術情報ポータルセンター規程

改正

平成19年3月15日規程

(設置)

第1条 三重大学に、三重大学学術情報ポータルセンター(以下「ポータルセンター」という。)を置く。

(目的)

第2条 ポータルセンターは、三重大学の教育・研究活動を支援する情報関連の施設・設備を整備し、もって本学の教育研究及び地域活動に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 ポータルセンターは、前条の目的を達成するために次の各号の業務を行う。

- (1) 教育・研究に必要で適切な図書館資料と図書館施設の提供
- (2) 教育・研究に必要なネットワーク整備
- (3) 各種メディア対応施設(メディアホール等)の提供
- (4) ネットワークを活用した教育システム(TOEIC, e-Learning, 遠隔地教育, 電子シラバス等)の提供支援及び研究
- (5) 研究成果の情報発信及び学術機関リポジトリの基盤整備
- (6) 産学官の協働事業
- (7) ネットワーク情報基盤に関する研究
- (8) 電子図書情報に関する研究
- (9) その他ポータルセンターの目的達成のために必要な業務

(組織)

第4条 前条の業務を実施するため、ポータルセンターに次の各号の施設を置く。

- (1) 附属図書館
- (2) 総合情報処理センター

(センター長)

第5条 ポータルセンターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、ポータルセンターを代表し、その業務を総括する。
- 3 センター長は、情報・国際交流担当理事をもって充てる。

(運営委員会)

第6条 ポータルセンターの運営に関する事項を審議するため、三重大学学術情報ポータルセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 ポータルセンターに関する事務は、学術情報部情報図書館チーム及び情報基盤チームにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年5月25日から施行する。

附 則 (平成19年3月15日規程)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○三重大学学術情報ポータルセンター運営委員会規程

改正

平成20年4月1日規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学学術情報ポータルセンター規程第6条第2項の規定に基づき、三重大学学術情報ポータルセンター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学術情報ポータルセンター(以下「ポータルセンター」という。)の運営に関する基本事項
- (2) ポータルセンターの事業計画に関する事項
- (3) その他ポータルセンターの運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) ポータルセンター長
- (2) 総合情報処理センター長
- (3) 各学部又は研究科及び共通教育センターから推薦された附属図書館運営委員会委員 各1名
- (4) 総合情報処理センターから推薦された大学教員 1名
- (5) 附属図書館から推薦された大学教員 1名
- (6) 学術情報部長
- (7) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第4号,第5号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、同項第4号及び第5号の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、ポータルセンター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学術情報部情報図書館チーム及び情報基盤チームにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

○三重大学総合情報処理センター規程

改正

平成17年5月26日規程

平成18年5月18日規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人三重大学学則第8条第2項の規定に基づき、三重大学総合情報処理センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本学における情報処理システム及び情報ネットワークシステムを一元的、安全かつ効率的に運用し、研究及び教育に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学術研究のための情報システムに関すること。
- (2) 学術情報の処理及び提供に関すること。
- (3) 情報教育及び情報ネットワークに関すること。
- (4) その他情報技術に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 大学教員及びその他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

(センター長及び大学教員の選考)

第6条 センター長及び大学教員の選考については、別に定める。

(兼務の大学教員)

第7条 センターに、兼務の大学教員を置き、センター長が選考し、学長が任命する。

2 兼務の大学教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の兼務の大学教員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第8条 センターの運営に関する事項を審議するため、三重大学総合情報処理センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(利用)

第9条 センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、学術情報部情報基盤チームにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年5月26日規程)

この規程は、平成17年5月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年5月18日規程)

この規程は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

○三重大学総合情報処理センター運営委員会規程

改正

平成17年5月26日規程

平成18年2月23日規程

平成18年5月18日規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学総合情報処理センター規程第8条第2項の規定に基づき、三重大学総合情報処理センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合情報処理センター(以下「センター」という。)の運営に関する基本事項
- (2) センターの事業計画に関する事項
- (3) その他センターの運営に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報・国際交流担当理事
- (2) センター長
- (3) 各学部又は研究科から推薦された大学教員 各1名
- (4) センターの大学教員
- (5) 共通教育センターから推薦された大学教員 1名
- (6) 事務局長

2 前項第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学術情報部情報基盤チームにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行の際現に廃止前の三重大学総合情報処理センター運営委員会規程(平成15年4月1日制定)第3号第1項第3号及び第4号の委員である者は、この規程の第3条第1項第3号及び第5号の委員とみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、従前の残任期間とする。

附 則 (平成17年5月26日規程)

- 1 この規程は、平成17年5月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第3条第1項第3号の医学部の委員である者は、この規程の第3条第1項第4号の委員とみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、従前の残任期間とする。

附 則 (平成18年2月23日規程)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月18日規程)

- 1 この規程は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第3条第1項第3号及び第4号の委員である者は、この規程の第3条第1項第3号の委員とみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、従前の残任期間とする。

○三重大学情報ネットワーク専門委員会規程

改正

平成17年9月27日規程

平成18年5月18日規程

(設置)

第1条 三重大学(以下「本学」という。)に、三重大学情報ネットワーク専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 情報ネットワークの運営に関する事項
- (2) 学外ネットワークとの連絡調整に関する事項
- (3) その他情報ネットワークに関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報・国際交流担当理事
- (2) 総合情報処理センター長
- (3) 各学部又は研究科から推薦された大学教員 各2名
- (4) 医学部附属病院から推薦された大学教員 2名
- (5) 各学内共同教育研究施設から推薦された大学教員 各1名
- (6) 共通教育センターから推薦された大学教員 1名
- (7) 学術情報部長
- (8) 学術情報部情報基盤チームリーダー
- (9) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第3号から第6号まで及び第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、情報・国際交流担当理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学術情報部情報基盤チームにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年9月27日規程)

- 1 この規程は、平成17年9月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第3条第1項第3号の医学部の委員である者は、この規程の第3条第1項第4号の委員とみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、従前の残任期間とする。

附 則 (平成18年5月18日規程)

- 1 この規程は、平成18年5月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第3条第1項第3号及び第4号の委員である者は、この規程の第3条第1項第3号の委員とみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、従前の残任期間とする。

○三重大学総合情報処理センター利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学総合情報処理センター規程第8条の規定に基づき、三重大学総合情報処理センター(以下「センター」という。)の利用に関し必要な事項を定める。

(利用の条件)

第2条 センターは、情報処理及び情報ネットワークに関する学術研究及び教育並びに大学運営上必要な業務を行う場合に利用できるものとする。

(利用者の資格)

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他センター長が適当と認めた者

(利用の申請)

第4条 センターを利用(情報処理教育を除く。)しようとする者は、所定の利用申請書をセンター長に提出するものとする。

2 情報処理教育のためにセンターを利用しようとする場合は、別に定める。

(利用の承認)

第5条 センター長は、前条の申請が適当であると認めたときは、これを承認し、申請者に利用番号を付して、通知するものとする。

2 前項の承認の有効期限は、当該年度限りとする。

(申請事項の変更)

第6条 前条の承認を得た者(以下「利用者」という。)は、利用申請書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用番号の転用の禁止)

第7条 利用者は、その利用番号を他の目的に使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(利用の方法)

第8条 センターの機器の使用は、利用者自身が行うものとする。

2 センターの機器等の使用に際して必要な事項は、別に定める。

(報告等)

第9条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、センター利用の経過及び結果について報告を求めることができる。

2 利用者は、研究等の成果を論文等によって公表するときは、その論文等にセンターを利用した旨を明示するものとする。

(利用承認の取消し等)

第10条 センター長は、利用者が、この規程若しくはこの規程に基づく定めに違反し、又はセンターの運営に支障をきたしたとき若しくはそのおそれがあると認められたときは、その利用承認を取消し、又はその利用を停止させることができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、運営委員会の議を経てセンター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年7月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

三重大学総合情報処理センター利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、三重大学総合情報処理センター利用規程第11条の規定に基づき、三重大学総合情報処理センター（以下「センター」という。）の一般的な利用に関し必要な事項を定める。

(利用の申請)

第2条 利用の申請に際しては、所定の利用申請書に必要事項を記入するとともに、次のうち一つ以上を呈示しなければならない。

- 一 学生の場合、学生証、職員の場合、本学発行の身分証明書
- 二 前号に合致するものを呈示できない場合、本学にて教育を受けていることを証明するもの。
- 三 第1号又は第2号に合致するものを呈示できない場合、指導大学教員の承認を示すもの。

2 センター長が別に定めるシステム及びサービスの利用については、年度当初における本学在籍データの確認をもって利用申請がなされたとみなすことができる。

(利用の承認)

第3条 センター長は、利用の申請を承認した場合は、利用番号及び初期パスワードを申請者に通知するものとする。

(パスワードの管理)

第4条 利用者は、パスワードについて他者に知られてはならない。

2 利用者は、通知された初期パスワードを変更することができる。ただし、変更によるトラブルは本人の責とし、変更したパスワードの問合せにはセンターは応じない。

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に定める休日及び年末年始（十二月二十九日から翌年一月三日まで）を除く。）の8時40分から20時50分までとする。ただし、センター長が業務運営上必要と認めるときは、センターの利用の全部又は一部を休止し、又は延長する。

(機器の利用)

第6条 センターの機器の利用は、原則として受付順によるものとする。ただし、別に定める一部の特殊機器については予約制により行うものとする。

2 センターの機器の利用に際しての詳細は、マニュアル及び利用の手引きその他説明書に基づくものとし、利用者に配布されるものを除きセンター長の許可なくセンターから持ち出してはならない。

3 消耗品類の利用については、一定の制限を設けることがある。

4 その他センターの利用に際しては、センターで定める利用の手引き等を遵守しなければならない。

(ライセンスによる利用制限)

第7条 センターの機器の利用については、システム及びサービスの利用許可とは別に、機器に定めるライセンス上の使用許諾の制限を受ける。

(セキュリティポリシーの厳守)

第8条 センターの利用に際しては、三重大学情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティポリシー実施手順書を厳守しなければならない。

(利用の停止及び処分)

第9条 利用者が、この細則若しくはこの細則に基づく定めに違反し、又はセンターの運営に重大な支障をもたらした場合には、センター長は、利用の承認を取消し、又は一定期間センターの利用を停止させることができる。また、特に悪質とセンター長が認めた場合には、利用者の身分に関する処分について、その権限を有する意思決定機構（教授会等）に対し、当該行為の報告及び処分の勧告を行う。

(利用の相談)

第10条 センター利用に係る相談に対処するため、センターにセンター利用相談室（事務室）を置く。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

三重大学総合情報処理センター情報処理教育システム利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、三重大学総合情報処理センター利用規程第4条第2項の規定に基づき、三重大学総合情報処理センター（以下「センター」という。）の情報処理教育システムの利用に関し必要な事項を定める。

(優先利用の範囲)

第2条 情報処理教育システム端末室（以下「教育端末室」という。）を占有若しくは優先的に使用することができる場合は、次のとおりとする。

- 一 授業科目の授業に利用する場合
- 二 その他特にセンター長が必要と認めたものに利用する場合

2 前項第2号の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(一般利用の範囲)

第3条 前条に合致しない一般的な利用については、前条の利用に影響しない範囲内において許可する。利用者は、三重大学総合情報処理センター利用細則に従う。

(利用の申請)

第4条 第2条の規定による利用を行う場合、担当大学教員は授業科目ごとに所定の総合情報処理センター教育システム利用申請書をセンター長に所定の期日までに提出しなければならない。

(利用の承認)

第5条 センター長は前条の申請を承認したときは、利用番号及びパスワードを付して、担当大学教員に通知する。

2 前項の承認の有効期限は、授業終了までとする。

(申請事項の変更)

第6条 前条の規定により承認された担当大学教員は、申請書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用番号の転用の禁止)

第7条 担当大学教員及び利用を承認された学生（以下「受講生」という。）は、その利用番号を他の目的に使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(パスワードの管理)

第8条 担当大学教員及び受講生は、パスワードについて他者に知られてはならない。

2 担当大学教員は、通知されたパスワードを変更することができる。

(指導責任)

第9条 利用に関する受講生の指導責任は、担当大学教員が負う。

2 担当大学教員は、前条に定める受講生のパスワードの管理を行い、受講生からの問合せ等に
応じる責を負う。

(利用の方法)

第10条 機器の利用は、担当大学教員の指導のもとに受講生自身が行うものとする。

2 機器の利用に際しての詳細は、マニュアル及び利用の手引きその他説明書に基づくものとし、
利用者に配布されるものを除きセンター長の許可なくセンターから持ち出してはならない。

3 その他センターの利用に際しては、センターで定める利用の手引き等を遵守しなければならない。

(利用場所)

第11条 機器を使用できる場所は、教育端末室においてのみとする。

(利用承認の取消し及び処分)

第12条 担当大学教員又は受講生が、この細則若しくはこの細則に基づく定めに違反し、又は
センターの運営に重大な支障をもたらした場合には、センター長は、利用の承認を取消し、又は
一定期間センターの利用を停止させることができる。また、特に悪質とセンター長が認めた場合
には、利用者の身分に関する処分について、その権限を有する意思決定機構(教授会等)に対し、
当該行為の報告及び処分の勧告を行う。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別
に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

三重大学総合情報処理センター広報 Vol. 6

平成 21 年 3 月発行

編集人 三重大学総合情報処理センター

太田義勝、杉浦徳宏、堀川慎一、三橋一郎、伊藤篤、松原伸樹

発行所 三重大学総合情報処理センター

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町 1577

TEL (059)231-9645

FAX (059)231-9646